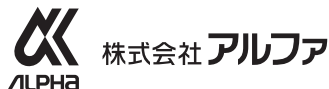


第88回定時株主総会その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

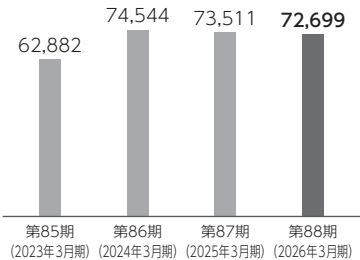
財産及び損益の状況
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
<ご参考> コーポレートガバナンス体制
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)



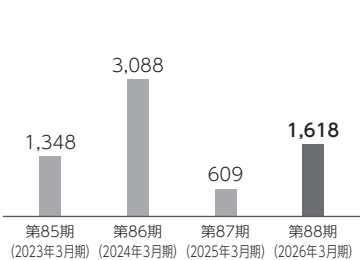
本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様には電子提供措置事項から法令及び当社定款第16条の規定に基づき、上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

財産及び損益の状況

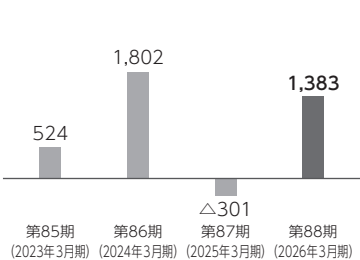
売上高 (単位：百万円)



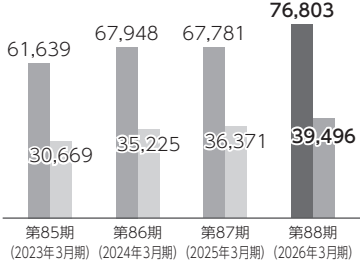
経常利益 (単位：百万円)



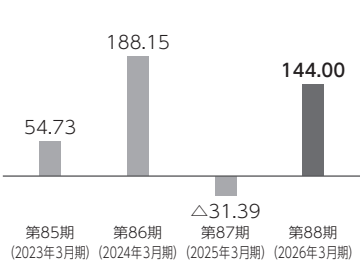
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



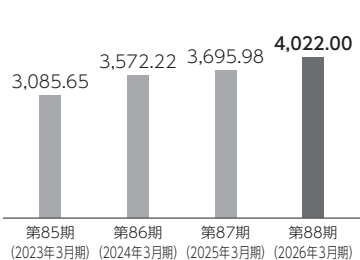
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第85期 (2023年3月期)	第86期 (2024年3月期)	第87期 (2025年3月期)	第88期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	62,882	74,544	73,511	72,699
営業利益	(百万円)	601	2,438	913	843
経常利益	(百万円)	1,348	3,088	609	1,618
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	524	1,802	△301	1,383
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	54.73	188.15	△31.39	144.00
総資産	(百万円)	61,639	67,948	67,781	76,803
純資産	(百万円)	30,669	35,225	36,371	39,496
1株当たり純資産	(円)	3,085.65	3,572.22	3,695.98	4,022.00

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

対処すべき課題

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料市況や為替の変動等、かつてないスピードで起こる変革の時代において、社会や顧客の要望はますます複雑化・多様化しており、その変化への対応が強く要求されております。さらに、事業がグローバルに拡大し、様々な分野で変革が進む中、事業環境を取り巻くリスクにも対応していく必要があります。このような中、当社グループは、以下のような課題に対し適切に対処してまいります。

①自動車部品事業

当社グループの主要関連産業である自動車業界においては、中国のローカルEVメーカーが価格競争力及び商品力を急速に高め、短期間で車両を市場投入することでグローバル市場での存在感を一層強めています。一方で、日系完成車メーカーは競争力の維持に苦戦しており、当社の受注構造や成長見通しにも影響が及びつつあります。さらに、北米における関税措置や地政学リスクの高まりなど、外部環境の不確実性が当社の事業及び業績に与える影響も増大しています。

このような環境下において、当社グループは状況の変化を注視しつつ、価格転嫁の促進、あらゆるロスの削減及び徹底した合理化活動を通じて事業への影響を最小限に抑えるとともに、中長期経営構想「アルファビジョン2030」の実現に向けて、戦略的投資の実行と成長戦略の具体化に全力で取り組んでまいります。

②セキュリティ機器事業

セキュリティ機器事業の主力市場である住宅市場においては、従来からの人口減少や住宅資材高騰により長期的な住宅着工戸数のダウントrendは変わらないものの、リフォーム市場では住宅ストックの流通活性化や省エネ・子育て支援などを背景に国や地方自治体による制度支援が進んでいます。また、新たな住宅のニーズとしてスマートハウス化が顕在化し、居住者へのサービス向上と新たな価値提供が求められてきております。一方サプライチェーンにおいては、労働人口不足や原材料・エネルギー・輸送価格の上昇が、調達及びコストに影響を及ぼしております。

当社の住設機器部門では、上記の状況・サプライチェーンの問題による影響を極小化していくとともに、居住者へのサービス、付加価値を向上させたスマートロックの新商品開発を継続し、スマートロック市場全体の拡大を図り、トップシェアを維持してまいります。また、タイの製造拠点においては、引き続き自動化を推進し、生産能力の増強に取り組んでまいります。

ロッカーシステム部門では、訪日外国人の回復を背景に荷物預かり需要は引き続き堅調に推移しております。一方で、市場環境の変化や事業領域の拡大に伴い、事業運営の高度化が求められております。当社では、キャッシュレス対応や利用時間に応じた課金運用の拡充を通じて利便性の向上を図るとともに、レベニューシェア型ビジネスの展開により安定的な収益基盤の構築を進めてまいります。また、業務プロセスの効率化及び運用体制の高度化に継続的に取り組んでまいります。加えて、持続可能な社会に向けた取り組みとして推進しているロッカー型自販機については、普及拡大とともに事業としての持続的な発展を目指してまいります。

当社グループは、2023年度～2026年の中期経営計画を遂行中です。ALPHA WAYに掲げる経営理念「個々の質を高め、お客様に喜ばれる価値を創造・提供します」をグループ全員で共有し実践してまいります。また、当社グループに携わるすべての関係者のコンプライアンス意識を向上させることに努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。さらに、人の暮らしに関わるアクセスをもっと安心で便利にという意味を込めた企業メッセージ「Innovation for Access」を実現すべく、また、中長期経営構想『アルファビジョン2030』に向けグループ一丸となってさらなる努力と精進を重ね、お客様から信頼される『アルファブランド』の確立を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、当社グループの事業活動に引き続きご理解をいただき、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

主な事業	主な製品
自動車部品事業	キーセット、電動ステアリングロック、アウトサイドドアハンドル、インサイドドアハンドル、光学センサー、ミラーカバー、アンテナカバー
セキュリティ機器事業	電気錠、メカ錠、南京錠、産業用ロック、宅配ボックス、コインロッカー、フリーボックス（貴重品ロッカー）
太陽光発電事業	南アルプス太陽光発電、群馬太陽光発電

主要な営業所及び工場 (2026年 3月31日現在)

① 当社本社

神奈川県横浜市

② 当社工場

群馬工場

(群馬県館林市)

③ 当社支店

大阪支店 (住設機器事業)

(大阪府大阪市)

④ 国内子会社

九州アルファ株式会社

(福岡県行橋市)

株式会社アルファロッカーシステム

(神奈川県横浜市)

⑤ 海外子会社

ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION

(アメリカ合衆国)

ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.

(メキシコ合衆国)

Alpha Industry Jalisco,S.A. DE C.V.

(メキシコ合衆国)

ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V.

(メキシコ合衆国)

ALPHA INDUSTRY (Thailand) CO.,LTD.

(タイ王国)

ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO., LTD.

(タイ王国)

ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.

(中華人民共和国)

ALPHA ADVANCED AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.

(中華人民共和国)

Alpha Security Instruments (India) Private Limited

(インド共和国)

Alpha Europe Holdings S.A.S.

(フランス共和国)

Alpha France S.A.S.

(フランス共和国)

Alpha Vehicle Security Solutions Czech s. r. o.

(チェコ共和国)

Alpha Slovakia s.r.o.

(スロバキア共和国)

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車部品事業	3,424 (677) 名	46名減 (76名増)
セキュリティ機器事業	606 (144)	39名減 (35名増)
全社 (共通)	39 (20)	4名減 (6名増)
合 計	4,069 (841)	89名減 (117名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。) は、() 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
403名 (271名)	24名減 (22名増)	42.4歳	16.0年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。) は、() 外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	6,109
株式会社みずほ銀行	5,109
株式会社三菱UFJ銀行	1,869
株式会社横浜銀行	1,712
株式会社りそな銀行	1,447

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,200,000株 |
| ③ 株主数 | 10,403名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,710	17.79
日産東京販売ホールディングス株式会社	379	3.94
株式会社三井住友銀行	277	2.88
アルファ従業員持株会	194	2.02
遠藤 宏	185	1.93
FP成長支援A号投資事業有限責任組合	180	1.87
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	159	1.66
株式会社みずほ銀行	150	1.56
株式会社横浜銀行	150	1.56
和田 陽介	135	1.40

- (注) 1. 当社は、自己株式を588,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数 (588,767株) を基準に算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年6月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2025年7月25日付で取締役（社外取締役を除く。） 5名に対し自己株式16,556株の処分を行っております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 上坂こずえ氏は、萱場健一郎法律事務所所属の弁護士であります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その契約金額は当社及び同事務所の事業規模に比して僅少であります。

取締役 磯貝和敏氏は、株式会社日本橋会計の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役 瀧川廣明氏は、株式会社クオラスの警備アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 磯貝和敏氏は、クリエートメディック株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社東計電算の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況		活動状況等
	取締役会	監査役会	
上 坂 こずえ (社外取締役)	19回中19回 (出席率100.0%)	—	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、同氏が出席した取締役会において適宜意見・指摘等を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された評価委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。
磯 貝 和 敏 (社外取締役)	19回中18回 (出席率94.7%)	—	公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、同氏が出席した取締役会において適宜意見・指摘等を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された評価委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。
瀧 川 廣 明 (社外監査役)	19回中19回 (出席率100.0%)	20回中20回 (出席率100.0%)	警視庁において培った法務経験と見識や、警視庁退職後に入社した企業において人事・総務関係のアドバイザーとして培った経験と見識を基に、同氏が出席した取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見・指摘等を適宜述べております。また、監査役会において、当社の内部統制システム等について適宜意見・指摘等を述べております。
滝 川 陽 三 (社外監査役)	15回中15回 (出席率100.0%)	15回中15回 (出席率100.0%)	長年、会社経営に関わる監査に携わった豊富な知識と高い見識を有しております。同氏が出席した取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見・指摘等を適宜述べております。また、監査役会において、当社の内部統制システム等について適宜意見・指摘等を述べております。

(注) 滝川陽三氏は、2025年6月26日付けで監査役に就任しております。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	75
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.、Alpha Industry Jalisco, S.A. DE C.V.、ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V.、ALPHA INDUSTRY (Thailand) CO., LTD.、ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO., LTD.、ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.、ALPHA ADVANCED AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.、Alpha Security Instruments (India) Private Limited、Alpha Vehicle Security Solutions Czech s. r. o.、Alpha France S.A.S.及びAlpha Slovakia s.r.o.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

また、ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の任意監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、当社の「会計監査人の報酬同意の基準（方針）」に基づき会計監査人及び経営執行部（経理部門）からの聴き取りを通して、監査別監査時間及び監査報酬の推移並びに前年度の監査計画と実績の状況を確認し当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討し、同意の判断を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

a. 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

アルファグループ共通の価値基準であるALPHA WAYを策定し、アルファグループ行動ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その周知徹底、定着を図るため、コンプライアンス委員会が継続的な教育を監督しております。さらに、同委員会において、各社及び各部門のコンプライアンスの状況を評価しております。これらの活動は、定期的に取り締役会及び業務執行会議に報告されるものとし、必要に応じて監査役会に報告されるものとしております。また、法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として「アルファ・ヘルプライン」（内部通報制度）を設置し運営しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとなっております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及びセキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理基本方針に従い、それぞれの担当部署もしくは委員会にて、規程・ガイドラインの起案、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応については、経営企画部門が行います。また、新たに生じたリスクについては業務執行会議で審議のうえ、代表取締役社長が速やかに対応責任者となる執行役員を定めます。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- イ. アルファグループの全役員・従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、計画を策定しております。
- ロ. 効率的かつ迅速な意思決定を図るため、取締役は少人数とし、定時取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ハ. 取締役会は、計画を具体化するため、每期、事業部門ごとの業績目標と予算を設定します。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として計画の目標達成への貢献度を基準に、その優先順位を決定します。同時に、各事業部門への効率的な資源配分を行っております。
- 二. 業務執行体制の強化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、執行役員が出席する業務執行会議を毎月複数回開催し、子会社を含めた各部門の業務執行について審議し、変化する環境に迅速かつ的確に意思決定を進めております。
- ホ. 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、業務執行会議に報告しております。
- ヘ. 業務執行会議において、毎月、担当執行役員に目標未達成の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、審議を行い、代表取締役社長は必要に応じて目標を修正しております。
- ト. ヘ. の議論を踏まえ、各事業部門を担当する執行役員は、各本部及び事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行をさせております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を定め、子会社が当社の承認を受けるべき事項及び当社に報告すべき事項を定め、重要な情報を共有するほか、当社グループの業務の適正を確保しております。

当社グループの各本部及び事業部に関して責任を負う執行役員を任命し、担当する各本部又は事業部におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を適正に運用し、監督する権限と責任を与えており、前者についてはコンプライアンス委員会が、後者については経営企画部門がこれらを横断的に推進し管理しております。

内部監査規程を定め、当社の内部監査部門が、子会社に対して適宜監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の適正な業務執行を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門の従業員や経営企画部門の従業員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社では、取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会の協議により決定する方法によっております。また、アルファ・ヘルプラインによる通報状況及びその内容は、コンプライアンス委員会より常勤監査役に報告し、同監査役が監査役会に報告する方法によっております。

内部監査部門は定期に又は必要に応じて各子会社の監査を実施し、当該子会社からの報告を含めた監査結果を監査役会に報告しております。

また、監査役監査基準を規定し、当社及び子会社の役員及び使用人が監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

⑧ 監査役の職務の執行に生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に生ずる費用については、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するとともに、取締役及び執行役員から報告を受ける体制を整備しております。また、監査役会及び会計監査人との間で定期的な意見交換会を設定しております。

b. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、経営上の重要な意思決定（経営理念・経営方針・経営計画）と、その決定に基づく業務執行の監督、法定事項の決議等に関する中心的な機能を担っております。

また、取締役会は、社外取締役及び社外監査役を含めたすべての取締役、監査役の参加を原則とすることで、当社の業務執行について適宜専門的な見地からの助言を受け、取締役会運営における客観的な監視・助言機能の実効性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

会計監査人との定期会合、代表取締役社長執行役員及びその他の業務執行取締役との定期会合、業務監査部門との定期会合等は全監査役で対応することを基本としております。定期的な監査役会はもとより、必要に応じた臨時の監査役会も柔軟に開催し業務監査・会計監査を実施しております。（当事業年度は合計20回開催）

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社が当社の承認を受けるべき事項及び当社に報告すべき事項について情報を共有し、当社グループの業務の適正の確保に努めています。子会社の監査に関しましては、内部監査規程に基づき、当社の内部監査部門が年間計画を作成し、そのスケジュールに沿って定期的に監査を実施しております。

④ コンプライアンスに関する取り組み

当社のコンプライアンスは、コンプライアンス委員会が中心となり、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、委員会を原則四半期に1回開催しております（当事業年度は4回開催）。コンプライアンス委員会は、当社グループ社員が取るべき行動規範の全社員への浸透を図り、コンプライアンスの状況を取締役会へ定期的に報告を行っております。また、アルファグループ全体を対象としたコンプライアンス教育体制を監督し、毎年、教育結果を分析し、当該分析結果を取締役会に報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除に関する取り組み

「アルファグループ行動ガイドライン」において「2. 誠実で公正な活動 2.5 反社会的勢力の排除・輸出入管理 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係をもたず、毅然とした態度での対応を徹底します。また、輸出入管理その他特定の国・団体との取引に関して適用される各国法規を遵守します。」と明記し、警察等とも連携して組織的に対応しております。具体的な活動として、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除のために必要な情報の交換、対策を実施しております（当事業年度は4回参加）。その他の具体的な活動としましては、新規取引先について、外部調査機関を用いて企業調査を行い、事前にチェックを行います。また、取引先との間で締結する契約書では、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

⑥ リスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」に基づき、リスクの未然防止及び被害が生じた場合には、適切で迅速な復旧を図ること等について定めています。

具体的活動として、グループ各社の品質状況、生産状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講じております。また、火災や地震による津波等を想定した訓練を定期的の実施し不測の事態に備えております。その他には、海外勤務者及び海外出張者への対応について、「海外勤務者規程」及び「海外出張者規程」に基づき、そのカテゴリーに応じた対応を定め、リスクの低減及びその未然防止を継続的に図っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、2010年8月6日開催の取締役会において、下記のとおり、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決議いたしました。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、自動車や住宅、そして産業用機器等の様々な分野にキーとキーレス商品を提供する総合ロックメーカーとして、「日々新たに、自らを変えていく」という企業理念のもと、時代に合わせて自らを変え、お客様のニーズにあった製品を提供し、お客様に「安全・安心・利便性」をお届けすることで社会に貢献しております。そして安定した財務体質を維持し、事業環境の変化があっても収益を創造し確保する磐石な企業体質を有するグローバルな企業を目指しております。

上記の企業理念と目指す姿を実現するため「個々の質を高め、お客様に喜ばれる価値を創造・提供します」という経営理念のもと、世界各国からのお客様のニーズにお応えできる新製品の開発と生産・供給体制の構築改善を継続的に行っております。この活動を支えるのは、当社グループのすべての役員及び従業員の一人ひとりが責任を果たし、全員で企業価値向上に取り組むという、長年の企業文化を共有する人材であると考えております。

また、株主還元につきましては、連結配当性向30%を原則とし、累進配当を目指します。

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果を否定するものではありません。

従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念の実現のため、上記の経営方針の実行と企業価値向上に中長期に継続して取り組む者であるべきと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

現在のところ、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対し、これを防止する具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めておりませんが、当社の株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社は社外の専門家を交えて当該取得者の提案内容を上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。

当該大量取得が不適切な者によると判断した場合には、下記の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

イ、当該措置が基本方針に沿うものであること。

ロ、当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。

ハ、当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

＜ご参考＞ コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーへの経営の透明性を高め、いかなる経営環境の変化にも迅速に対応し、長期安定的な企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と捉え、監査役の監査機能の強化、取締役会での議論の充実を図る等、透明性が高く、公正な経営を実現することに取り組んでおります。

① 取締役会

当社の取締役会は、経営上の重要な意思決定（経営理念・経営方針・経営計画）と、その決定に基づく業務執行の監督、法定事項の決議等に関する当社の中心的な機能を担っております。また、取締役会には社外取締役及びすべての監査役の参加を原則とすることで、当社の業務執行について適宜専門的な見地からの助言を受け、取締役会運営における客観的な監督・助言機能の実効性を確保しております。

② 評価委員会

代表取締役及び社外取締役で構成し、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬等に関して取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため取締役会の諮問機関として設置しております。

③ 業務執行体制

当社は、監督と業務執行を分離し、意思決定の迅速化、業務の効率化を図るため執行役員制度を導入しております。なお、執行役員で構成する各種会議体を設け、主にグループ全体にかかわる重要案件を審議し、迅速な意思決定と合意形成を図っております。

④ サステナビリティ委員会

社長が委員長を務め、サステナビリティの視点を踏まえた経営を促進するため、サステナビリティに関する全社方針や目標の策定、それらを実践するための体制の構築・整備、及びISO14001やコンプライアンスの管理体制と連携した各種施策のモニタリングを行っています。

⑤ コンプライアンス委員会

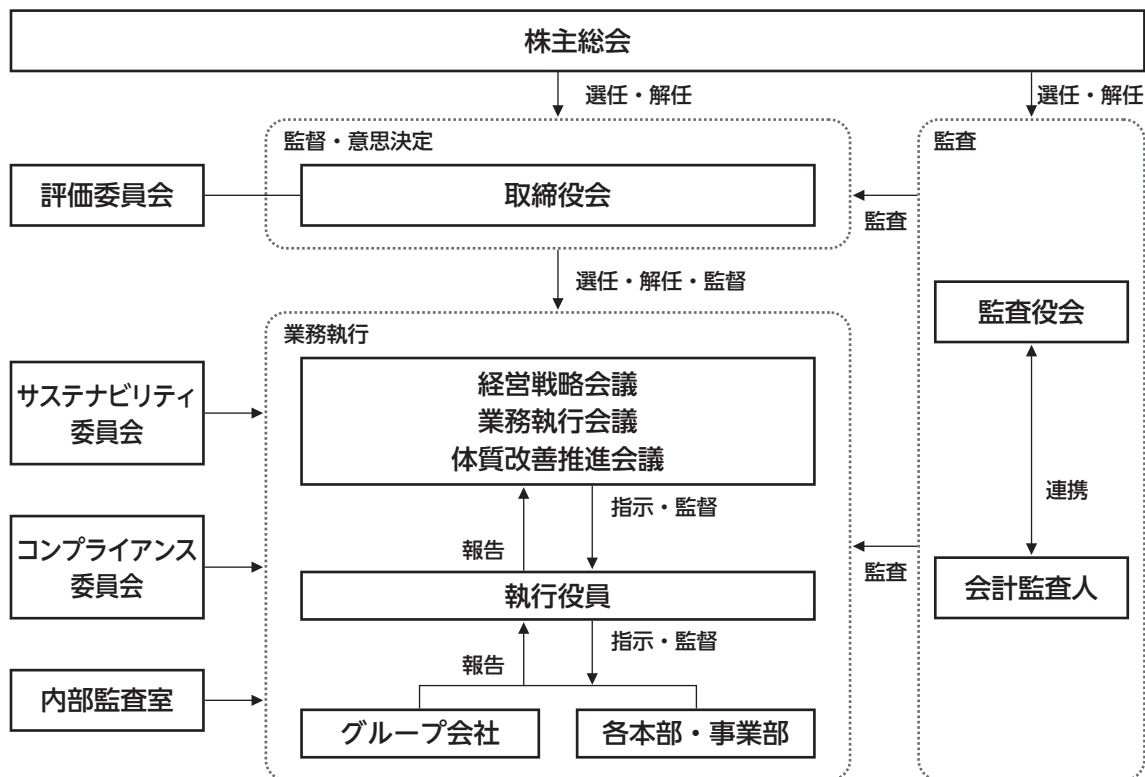
当社のコンプライアンスは、コンプライアンス委員会が中心となり、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、委員会を原則四半期に1回開催しております。コンプライアンス委員会は、当社グループ社員が取るべき行動規範の全社員への浸透を図り、コンプライアンスの状況を取締役会へ定期的に報告を行っております。また、アルファグループ全体を対象としたコンプライアンス教育体制を監督し、毎年、教育結果を分析し、当該分析結果を取締役会に報告しております。

⑥ 内部監査室

年度監査計画に基づき、業務執行部門の業務執行について内部監査を実施しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査規程に従い不適格又は不適切な業務処理の是正並びに業務の質及び効率の向上を図っております。また、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実行し、その結果を監査役会に報告しております。

⑦ 取締役会実効性の分析・評価

当社では取締役会の実効性の評価を実施しております。取締役会の構成、議題・運営等に関して、取締役会メンバーにアンケートを実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、課題を抽出し、必要に応じ改善を図ります。



連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,760	2,968	19,140	△540	24,328
当期変動額					
剰余金の配当			△460		△460
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,383		1,383
自己株式の処分		2		14	16
連結範囲の変動			104		104
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	－	2	1,026	14	1,043
当期末残高	2,760	2,970	20,166	△526	25,371

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,268	8,864	11,133	909	36,371
当期変動額					
剰余金の配当					△460
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,383
自己株式の処分					16
連結範囲の変動					104
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,053	1,097	2,151	△69	2,081
当期変動額合計	1,053	1,097	2,151	△69	3,125
当期末残高	3,322	9,962	13,284	839	39,496

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数……………16社
- ・ 連結子会社の名称……………九州アルファ株式会社
株式会社アルファロッカーシステム
ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION
ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A.DE C.V.
Alpha Industry Jalisco, S.A.DE C.V.
ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A.DE C.V.
ALPHA INDUSTRY (Thailand) CO., LTD.
ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO., LTD.
ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.
ALPHA ADVANCED AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.
Alpha Securitry Instruments (India) Private Limited
PT. ALPHA AUTOMOTIVE INDONESIA
Alpha Europe Holdings S.A.S.
Alpha France S.A.S.
Alpha Vehicle Security Solutions Czech s. r. o.
Alpha Slovakia s.r.o.

- (注) 1. PT. ALPHA AUTOMOTIVE INDONESIAは、2023年12月に解散し、清算手続き中です。
2. 前連結会計年度末において連結子会社であったALPHA (XIANGYANG) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.は、当連結会計年度に清算終了したことにより、連結子会社から除外しております。
3. Alpha Europe Holdings S.A.S.は重要性が増したため連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数…………… 2 社
- ・ 非連結子会社の名称…………… 株式会社アルファエンタープライズ
ALPHA (SHANGHAI) LOCK CO., LTD.
- ・ 連結の範囲から除いた理由…………… 株式会社アルファエンタープライズは休眠会社であり、ALPHA (SHANGHAI) LOCK CO., LTD.は小規模であり、総資産額、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当する会社はありません。

(2) 持分法適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数… 1社
- ・主要な会社等の名称…………… Vision Plast France SAS
Vision Plast France SASについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社の名称…………… 株式会社アルファエンタープライズ
ALPHA (SHANGHAI) LOCK CO., LTD.
- ・持分法を適用しない理由…………… 当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・会社の名称…………… 日本自動保管機株式会社
- ・持分法を適用しない理由…………… 出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社を含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.、Alpha Industry Jalisco, S.A. DE C.V.、ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V.、ALPHA INDUSTRY (Thailand) CO.,LTD.、ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO.,LTD.、ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.、ALPHA ADVANCED AUTOMOTIVE PARTS CO.,LTD.、PT. ALPHA AUTOMOTIVE INDONESIA、Alpha Europe Holdings S.A.S.、Alpha France S.A.S.、Alpha Vehicle Security Solutions Czech s. r. o.及びAlpha Slovakia s.r.o.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ…………… 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料、貯蔵品……………月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、海外連結子会社は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金……………販売済製品に対して、将来発生が見込まれる補修費用に備えるため、発生見積額を計上しております。

ハ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車部品事業及びセキュリティ機器事業の製品の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売については製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

自動車部品事業においては、製品の販売取引について出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

セキュリティ機器事業においては、子会社の工場から顧客へ製品を直送する製品の販売取引については、製品が顧客に検収された時点において収益を認識しております。それ以外の通常の製品の販売取引については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

海外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の処理……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…長期借入金の支払利息

ハ. ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を利用して
おります。
なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。

二. ヘッジの有効性評価の方法…………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法…従業員の退職給付の支出に備えるため、国内連結子会社については簡便法により、海外連結子会社については、現地の会計基準に従い、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、のれんを含む固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

また、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、国際財務報告基準に準拠している海外子会社については、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

減損損失の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローや回収可能価額の見積りについては、現時点で入手し得る最新の情報に基づいて行っておりますが、中東情勢を中心とした地政学リスクの増大や米国の政策動向など、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループは当連結会計年度末において、翌連結会計年度以降市場は緩やかに回復に向かうとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の認識金額に影響を与える可能性があります。

なお、会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	24,286百万円
のれん	469百万円
その他無形固定資産	2,228百万円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

56,787百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は「8. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	10,200千株	－千株	－千株	10,200千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	605千株	－千株	16千株	588千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2025年6月26日開催の第87回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 268百万円
- ・ 1株当たり配当金額 28円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月27日

ロ. 2025年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 192百万円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年6月26日開催予定の第88回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 288百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 30円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的にしたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」並びに「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（＊1）	5,490	5,490	－
資産計	5,490	5,490	－
（1）長期借入金（＊2）	4,280	4,197	△82
（2）社債（＊3）	1,015	1,000	△14
（3）リース債務（＊4）	2,046	2,023	△23
負債計	7,341	7,221	△120

（＊1）市場価格のない株式等は、上記の表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	37
関係会社株式	157

（＊2）長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（＊3）社債には1年以内償還予定の社債を含んでおります。

（＊4）リース債務には1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,490	—	—	5,490
資産計	5,490	—	—	5,490

② 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品 (単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	4,197	—	4,197
社債	—	1,000	—	1,000
リース債務	—	2,023	—	2,023
負債計	—	7,221	—	7,221

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の相場価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期借入金・社債・リース債務

これらの時価については、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	自動車部品事業 (日本)	自動車部品事業 (北米)	自動車部品事業 (アジア)	自動車部品事業 (欧州)	セキュリティ機器事業 (日本)	セキュリティ機器事業 (海外)	合計
顧客との契約から生じる収益	8,152	15,623	15,274	18,379	12,311	2,921	72,663
その他の収益	—	—	—	—	36	—	36
外部顧客への売上高	8,152	15,623	15,274	18,379	12,347	2,921	72,699

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,159
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,573
契約負債（期首残高）	345
契約負債（期末残高）	271

契約負債は、主に、顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4,022円00銭

(2) 1株当たり当期純利益

144円00銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(記載金額)

百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,760	2,952	11	2,963	192	466	7,134	3,559	11,351	△540	16,534
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△13		13	－		－
剰余金の配当								△460	△460		△460
当期純利益								1,358	1,358		1,358
自己株式の処分			2	2						14	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	2	2	－	△13	－	911	897	14	914
当 期 末 残 高	2,760	2,952	13	2,966	192	452	7,134	4,470	12,249	△526	17,449

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,268	2,268	18,803
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△460
当期純利益			1,358
自己株式の処分			16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,053	1,053	1,053
事業年度中の変動額合計	1,053	1,053	1,967
当 期 末 残 高	3,322	3,322	20,771

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料、貯蔵品……………月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- （リース資産を除く）…………… 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

- （リース資産を除く）…………… 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費……………社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金……………販売済製品に対して、将来発生が見込まれる補修費用に備えるため、発生見積額を計上しております。
- ③ 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、自動車部品事業及びセキュリティ機器事業の製品の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売については製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

自動車部品事業においては、製品の販売取引について出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

セキュリティ機器事業においては、子会社工場から顧客へ製品を直送する製品の販売取引については、製品が顧客に検収された時点において収益を認識しております。それ以外の通常の製品の販売取引については、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(9) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の処理……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段……………金利スワップ取引
ヘッジ対象……………長期借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針……………借入金の金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を利用しております。
なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(10) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローや回収可能価額の見積りについては、現時点で入手し得る最新の情報に基づいて行っておりますが、中東情勢を中心とした地政学リスクの増大や米国の政策動向など、先行きは不透明な状況にあります。

当社は当事業年度末において、翌事業年度以降市場は緩やかに回復に向かうとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の認識金額に影響を与える可能性があります。

なお、会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	3,313百万円
その他無形固定資産	90百万円

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,863百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入、リース取引及び仕入先への支払債務に対して保証書を差し入れております。

株式会社アルファロッカーシステム	369百万円
ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.	2,917百万円 (18百万米ドル)
ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO., LTD.	6百万円 (1百万タイバーツ)
ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION	447百万円 (2百万米ドル)
ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V	383百万円 (2百万米ドル)
Alpha Slovakia s.r.o.	1,460百万円 (7百万ユーロ)
ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.	462百万円 (20百万元)

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 3,571百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 973百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,140百万円
② 仕入高	7,723百万円
③ 営業取引以外の取引高	605百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	605千株	一千株	16千株	588千株

7. 税効果会計に関する注記

当社は、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損否認額1,954百万円、固定資産減損損失317百万円、税務上の繰越欠損金188百万円であり、繰延税金負債の主な発生原因は、その他有価証券評価差額金949百万円であります。

なお、評価性引当額は2,271百万円であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属 性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社アルファ ロッカースystem	100,000 千円	ロ ッ カ ー 製 品 製 造	100	兼任 2名	コインロッ カー等の製 造、販 売、 賃貸及び保 守管理	資 金 の 借 入	1,000	関 係 会 社 短 借 入 金	1,000
							借入金の返済	1,000		
子会社	ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION	2,079 千米ドル	自 動 車 部 品 販 売	100	兼任 一名	自動車部品 の販売	債 務 保 証	447	－	－
子会社	ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.	618,368 千メキシコ ペソ	自 動 車 部 品 製 造	100	兼任 一名	自動車部品 の販売及び 購入	債 務 保 証	2,917	－	－
子会社	Alpha Industry Jalisco, S.A. DE C.V.	611,650 千メキシコ ペソ	自 動 車 部 品 製 造	100	兼任 一名	自動車部品 の販売及び 購入	資 金 貸 付	1,279	関 係 会 社 短 貸 付 金	1,279
子会社	ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V.	19,408 千メキシコ ペソ	自 動 車 部 品 製 造	100	兼任 一名	自動車部品 の販売及び 購入	資 金 貸 付	399	関 係 会 社 短 貸 付 金	399
							債 務 保 証	383	－	－
子会社	ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.	22,000 千米ドル	自 動 車 部 品 製 造	100	兼任 2名	自動車部品 の販売及び 購入	債 務 保 証	462	－	－
							自 動 車 部 品 の 販 売	588	売 掛 金	402
子会社	ALPHA HOUSING HARDWARE (THAILAND) CO., LTD.	147,177 千タイバツ	住 宅 用 錠 前 の 製 造	100	兼任 1名	住宅用錠前 の販売	住 宅 用 の 購 入	5,835	買 掛 金	831
子会社	Alpha Slovakia s.r.o.	2,554 千ユーロ	自 動 車 部 品 製 造	100	兼任 一名	自動車部品 の販売及び 購入	債 務 保 証	1,460	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額は消費税等を含んでおりません。
2. 部品の販売及び購入については、市況を勘案し、合理的に決定しております。
3. 原材料等の有償支給については、市況を勘案し、毎期価格交渉のうえ、合理的に決定しております。
4. ALPHA TECHNOLOGY CORPORATION、ALPHA INDUSTRY QUERETARO, S.A. DE C.V.、ALPHA INDUSTRY PUEBLA, S.A. DE C.V.、ALPHA (GUANGZHOU) AUTOMOTIVE PARTS CO., LTD.及び、Alpha Slovakia s.r.o.の銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料は年1.0%としております。

9. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,161円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 141円44銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(記載金額)

百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アルファ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大 木 正 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 賀 山 朋 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルファの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アルファ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大 木 正 志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 賀 山 朋 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファの2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質監査基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社アルファ 監査役会

常勤監査役 都 築 邦 康 ㊞

社外監査役 瀧 川 廣 明 ㊞

社外監査役 滝 川 陽 三 ㊞

以 上